

健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届

（申出の場合）

【手続概要】

この申出は、被保険者から産前産後休業取得の申し出があった場合に事業主が行うものです。この申出により、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までの期間の保険料が免除されます。

産前産後休業とは、出産の日（※1）以前42日（※2）から出産の日後56日目までの間で、妊娠または出産に関する事由を理由として労務に服さなかった期間をいいます。

※1 出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日

※2 多胎妊娠の場合は98日

※3 出産とは、妊娠85日（4カ月）以後の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶をいいます。

【留意事項】

- この申出は、被保険者が産前産後休業を取得する度に、事業主が手続きを行う必要があります。また、産前産後休業をしている間に行わなければなりません。
- 出産後に提出する場合、出産予定年月日より前に出産したときは、出産年月日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）の範囲内で妊娠または出産に関する事由で労務に服していなかった期間が産前休業となりますので、開始年月日にご注意ください。（出産予定年月日を基準とした開始年月日より早まる場合があります。）
- 産前産後休業期間中における給与が、有給、無給であるかは問いません。
- この申出は、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方が保険料免除の対象となります。

【添付書類】

不要

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参